

職員の苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市公平委員会 委員長 浅越 保

#### 香芝市公平委員会規則第1号

職員の苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情相談の処理に関する規則（平成17年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号中「香芝市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号）」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中「又は第22条の5第1項」とあるのは、「若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。